

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 30 - 関東 1 - 1

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年12月7日

【会社名】 戸田建設株式会社

【英訳名】 TODA CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 今井雅則

【本店の所在の場所】 東京都中央区京橋一丁目7番1号

【電話番号】 (03)3535-1367

【事務連絡者氏名】 執行役員(財務担当) 山崎俊博

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区京橋一丁目7番1号

【電話番号】 (03)3535-1367

【事務連絡者氏名】 執行役員(財務担当) 山崎俊博

【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】 社債

【今回の募集金額】 5,000百万円

【発行登録書の内容】

提出日	平成30年2月23日
効力発生日	平成30年3月4日
有効期限	平成32年3月3日
発行登録番号	30 - 関東 1
発行予定額又は発行残高の上限(円)	発行予定額 50,000百万円

【これまでの募集実績】

(発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	募集金額(円)	減額による訂正年月日	減額金額(円)
実績合計額(円)		なし (なし)	減額総額(円)	なし

(注) 実績合計額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額(下段()書きは発行価額の総額の合計額)にもとづき算出しております。

【残額】 (発行予定額 - 実績合計額 - 減額総額) 50,000百万円
(50,000百万円)

(注) 残額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額(下段()書きは発行価額の総額の合計額)にもとづき算出しております。

(発行残高の上限を記載した場合)

該当事項はありません。

【残高】 (発行残高の上限 - 実績合計額 + 償還総額 - 減額総額) 円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】

戸田建設株式会社 千葉支店

(千葉市中央区新千葉一丁目4番3号)

戸田建設株式会社 関東支店

(さいたま市浦和区高砂二丁目6番5号)

戸田建設株式会社 横浜支店

(横浜市中区本町四丁目43番地)

戸田建設株式会社 大阪支店

(大阪市西区西本町一丁目13番47号)

戸田建設株式会社 名古屋支店

(名古屋市東区泉一丁目22番22号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行社債（短期社債を除く。）】

銘柄	戸田建設株式会社第4回無担保社債(社債間限定同順位特約付)
記名・無記名の別	
券面総額又は振替社債の総額(円)	金5,000百万円
各社債の金額(円)	金100万円
発行価額の総額(円)	金5,000百万円
発行価格(円)	各社債の金額100円につき金100円
利率(%)	年0.25%
利払日	毎年6月21日および12月21日
利息支払の方法	<p>1. 利息支払の方法および期限</p> <p>(1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から本社債を償還すべき日(以下「償還期日」という。)までこれをつけ、平成31年6月21日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年6月21日および12月21日の2回に各その日までの前半か年分を支払う。ただし、半か年に満たない利息を計算するときは、その半か年間の日割でこれを計算する。</p> <p>(2) 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたるときは、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 償還期日後は本社債には利息をつけない。</p> <p>2. 利息の支払場所</p> <p>別記(注)13.「元利金の支払」記載のとおり。</p>
償還期限	平成35年12月21日
償還の方法	<p>1. 償還金額</p> <p>各社債の金額100円につき金100円</p> <p>2. 償還の方法および期限</p> <p>(1) 本社債の元金は、平成35年12月21日にその総額を償還する。</p> <p>(2) 償還期日が銀行休業日にあたるときは、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 本社債の買入消却は、別記「振替機関」欄記載の振替機関が別途定める場合を除き、払込期日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。</p> <p>3. 償還元金の支払場所</p> <p>別記(注)13.「元利金の支払」記載のとおり。</p>
募集の方法	一般募集
申込証拠金(円)	各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金に利息はつけない。
申込期間	平成30年12月10日から平成30年12月20日まで
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店および国内各支店
払込期日	平成30年12月21日

振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
担保	本社債には担保および保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。
財務上の特約(担保提供制限)	<p>1. 当社は、本社債発行後、本社債の未償還残高が存する限り、当社が国内で既に発行した、または当社が国内で今後発行する他の社債のために担保付社債信託法にもとづき当社の所有する資産のうえに担保権を設定する場合は、同法にもとづき、本社債のために同順位の担保権を設定しなければならない。</p> <p>2. 本欄第1項にもとづき設定した担保権が本社債を担保するに十分でないときは、当社は本社債のために担保付社債信託法にもとづき社債管理者が適当と認める担保権を設定するものとする。</p>
財務上の特約(その他の条項)	<p>1. 担保付社債への切換 当社は、社債管理者と協議のうえ、いつでも本社債のために社債管理者が適当と認める担保権を、担保付社債信託法にもとづき設定することができる。</p> <p>2. 担保権設定の手続 当社が別記「財務上の特約(担保提供制限)」欄または本欄第1項により本社債のために担保権を設定する場合は、当社は、ただちに登記その他必要な手続を完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告するものとする。</p> <p>3. 特定資産の留保</p> <p>(1) 当社は、社債管理者と協議のうえ、いつでも当社の所有する特定の資産(以下「留保資産」という。)を本社債以外の債務の担保に供しない旨を約することができる。この場合、当社は社債管理者との間にその旨の特約を締結するものとする。</p> <p>(2) 本項第(1)号の場合、当社は社債管理者と次のないしについても特約するものとする。 当社は、留保資産のうえに、本社債の社債権者の利益を害すべき抵当権、質権その他の権利もしくはその設定の予約、または本社債の担保とすることを妨げる約束が一切存在しないことを保証すること。 当社は、社債管理者の事前の書面による承諾なく、留保資産を他に譲渡または貸与しないこと。 当社は、原因のいかんにかかわらず、留保資産を害するおそれのある場合は、ただちに書面をもって社債管理者に通知し、その指示にしたがうこと。 当社は、社債管理者が本社債権保全のために必要と認め請求したときは、社債管理者の指定する資産をただちに留保資産に追加すること。 当社は、本社債の未償還残高の減少またはやむをえない事情がある場合は、社債管理者の事前の書面による承諾を得て、留保資産の一部を留保資産から除外し、または留保資産の一部もしくは全部を他の資産と交換することができること。 当社は、社債管理者が本社債権保全のために必要と認め請求したときは、ただちに担保付社債信託法にもとづき、本社債の担保として当社の総財産のうち社債管理者が指定する物件のうえに担保権を設定し、社債管理者は、本社債の社債権者のためにこれを取得すること。</p> <p>(3) 本項第(1)号の場合、社債管理者は、社債権者保護のため同号の目的を達成するために必要と認められる措置をとることを当社に請求することができる。</p>

(注) 1. 信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付

本社債について、当社は株式会社格付投資情報センター(以下「R & I」という。)からA-(シングルAマイナス)の信用格付を平成30年12月7日付で取得している。

R & Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定どおりに履行される確実性(信用力)に対するR & Iの意見である。R & Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R & Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R & Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、またはその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、および特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。R & Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R & Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を保留したり、取り下げたりすることがある。

利息・配当の繰り延べ、元本の返済猶予、債務免除等の条項がある債務等の格付は、その蓋然性が高まったとR & Iが判断した場合、発行体格付または保険金支払能力とのノッチ差を拡大することがある。

本社債の申込期間中に本社債に関してR & Iが公表する情報へのリンク先は、R & Iのホームページ(<https://www.r-i.co.jp/rating/index.html>)の「格付アクション・コメント」および同コーナー右下の「一覧はこちら」をクリックして表示されるレポート検索画面に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入力することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

R & I : 電話番号03-6273-7471

2. 社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用

本社債は社債、株式等の振替に関する法律(以下「社債等振替法」という。)の規定の適用を受けるものとし、社債等振替法第67条第1項の規定にもとづき本社債の社債券は発行しない。

ただし、社債等振替法第67条第2項に規定される場合には、社債権者は当社に社債券を発行することを請求できる。この場合、社債券の発行に要する費用は当社の負担とする。かかる請求により発行する社債券は無記名式利札付に限り、社債権者は当該社債券を記名式とすることを請求することはできないものとし、その分割または併合は行わない。

3. 担保提供制限にかかる特約の解除

当社が別記「財務上の特約(担保提供制限)」欄もしくは別記「財務上の特約(その他の条項)」欄第1項により本社債のために担保付社債信託法にもとづき担保権を設定した場合、または別記「財務上の特約(その他の条項)」欄第3項により本社債のために留保資産の提供を行った場合であって、社債管理者が承認したときは、以後別記「財務上の特約(担保提供制限)」欄および本(注)6.第(2)号は適用しない。

4. 期限の利益喪失に関する特約

- (1) 当社は、次の各場合には、本社債について期限の利益を喪失する。ただし、当社が、本社債のために、担保付社債信託法にもとづき社債管理者が適当と認める担保権を設定した場合であって、社債管理者が承認したときは、本(注)4.第(1)号は適用しない。

当社が別記「利息支払の方法」欄第1項の規定に違背し、7日を経過してもその履行がなされないとき。

当社が別記「財務上の特約(担保提供制限)」欄第1項の規定に違背したとき。

当社が、別記「財務上の特約(その他の条項)」欄第2項、本(注)5.、本(注)6.、本(注)7.第(2)号および本(注)10.の規定または条件に違背し、社債管理者の指定する期間内にその履行または補正をしないとき。

当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失したとき、または期限が到来してもその弁済をすることができないとき。

当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、または当社以外の者の社債または社債を除く借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額(邦貨換算後)が10億円を超えない場合はこの限りではない。

当社が破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立てをし、または解散(合併の場合を除く。)の決議をしたとき。

当社が破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の決定もしくは特別清算開始の命令を受け、または解散(合併の場合を除く。)したとき。

当社の事業経営に不可欠な財産に対し強制執行、仮差押えもしくは仮処分執行もしくは競売の申立があったとき、もしくは滞納処分としての差押えがあったとき、またはその他の事由により当社の信用を著しく害する事実が生じ、かつ、社債管理者が本社債の社債権者の権利保全上、本社債の存続を不適当であると認めたととき。

- (2) 本(注)4.第(1)号の規定により本社債について期限の利益を喪失した場合には、当社はただちにその旨を本(注)10.に定める方法により公告する。

5. 社債管理者に対する定期報告

- (1) 当社は、平常社債管理者にその事業の概況を報告し、毎事業年度の決算および剰余金の処分(会社法第454条第5項に定める中間配当を含む。)については、社債管理者にこれを通知するものとする。当社が、会社法第441条第1項に定められた一定の日において臨時決算を行った場合もまた同様とする。
- (2) 当社は、金融商品取引法にもとづき有価証券報告書、四半期報告書、臨時報告書または訂正報告書およびその添付書類を関東財務局長に提出した場合には、社債管理者に遅滞なく通知する。ただし、社債管理者がそれらの写の提出を要求した場合には、当社は社債管理者にそれらの写を提出する。

6. 社債管理者に対する通知

- (1) 本社債発行後、社債原簿に記載すべき事由が生じたときおよび変更が生じたときは、当社は遅滞なく社債原簿にその旨を記載し、代表者の記名捺印した書面をもって社債管理者に通知しなければならない。
- (2) 当社は、本社債発行後、当社が国内で既に発行した、または国内で今後発行する他の社債のために担保提供しようとする場合は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、債務の内容および担保物その他必要な事項を社債管理者に通知しなければならない。
- (3) 当社は、次の各場合にはあらかじめ書面により社債管理者に通知しなければならない。
当社の事業経営に不可欠な財産を譲渡し、または貸与しようとするとき。
事業の全部または重要な部分を変更し、休止もしくは廃止しようとするとき。
資本金または資本準備金もしくは利益準備金の額を減少しようとするとき。
組織変更、合併または会社分割をしようとするとき。

7. 社債管理者の調査権限

- (1) 社債管理者は、本社債の管理委託契約の定めるところにしたがい、その権限を行使し、または義務を履行するために必要であると認めるときは、当社ならびに当社の連結子会社および持分法適用会社の事業、経理、帳簿書類等に関する報告書の提出を請求し、または自らこれらにつき調査することができる。
- (2) 本(注)7.第(1)号の場合で、社債管理者が当社ならびに当社の連結子会社および持分法適用会社の調査を行うときは、当社は、これに協力するものとする。

8. 債権者の異議手続における社債管理者の権限

社債管理者は、会社法第740条第2項本文の規定にかかわらず、同条第1項に定める異議の申立てに関し、社債権者集会の決議によらずに社債権者のために異議を述べることは行わない。

9. 社債管理者の辞任

社債管理者は、本社債の社債権者と社債管理者との間で利益が相反する場合(利益が相反するおそれがある場合を含む。)、その他正当な事由があるときは、社債管理者の事務を承継する者を定めて辞任することができる。

10. 公告の方法

本社債に関し社債権者に対し通知をする場合の公告は、法令に別段の定めがあるものを除き、当社の定款所定の電子公告によりこれを行う。ただし、社債管理者が社債権者のために必要と認める場合には、電子公告に加えて東京都および大阪市で発行される各1種以上の新聞紙にもこれを掲載する。なお、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、当社の定款所定の新聞紙ならびに東京都および大阪市で発行される各1種以上の新聞紙にこれを掲載する。ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。また、社債管理者が公告を行う場合は、法令所定の方法によるほか、社債管理者が社債権者のために必要と認める場合には、東京都および大阪市で発行される各1種以上の新聞紙にもこれを掲載する。

11. 社債権者集会

- (1) 本社債の社債権者集会は、当社または社債管理者がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに社債権者集会を招集する旨および会社法第719条各号所定の事項を本(注)10.に定める方法により公告する。
- (2) 本社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。
- (3) 本社債の総額(償還済みの額を除く。また、当社が有する本社債の金額の合計額はこれに算入しない。)の10分の1以上にあたる本社債を有する社債権者は、本社債に関する社債等振替法第86条に定める書面(本(注)2.ただし書にもとづき本社債の社債券が発行される場合は当該社債券)を社債管理者に提示したうえ、社債権者集会の目的である事項および招集の理由を記載した書面を当社または社債管理者に提出して社債権者集会の招集を請求することができる。
- (4) 本社債および本社債と同一の種類(会社法第681条第1号に定める種類をいう。)の社債の社債権者集会は、一つの集会として開催される。本(注)11.第(1)号ないし第(3)号の規定は、本(注)11.第(4)号の社債権者集会について準用する。

12. 発行代理人および支払代理人

別記「振替機関」欄記載の振替機関が定める業務規程にもとづく本社債の発行代理人業務および支払代理人業務は、株式会社三菱UFJ銀行においてこれを取り扱う。

13. 元利金の支払

本社債の元利金は、社債等振替法および別記「振替機関」欄記載の振替機関が定める業務規程その他の規則にしたがって支払われる。

2 【社債の引受け及び社債管理の委託】

(1) 【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	2,750	1. 引受人は本社債の全額につき、共同して買取引受を行う。 2. 本社債の引受手数料は各社債の金額100円につき金50銭とする。
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	1,250	
SMB C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	1,000	
計		5,000	

(2) 【社債管理の委託】

社債管理者の名称	住所	委託の条件
株式会社三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	1. 社債管理者は、本社債の管理を受託する。 2. 本社債の管理手数料については、社債管理者に、期中において年間各社債の金額100円につき金2銭を支払うこととする。

3 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(百万円)	発行諸費用の概算額(百万円)	差引手取概算額(百万円)
5,000	42	4,958

(2) 【手取金の使途】

上記の差引手取概算額4,958百万円については、全額を平成33年3月末までに再生可能エネルギーに関するグリーンbondプロジェクトである浮体式洋上風力発電施設(五島市沖洋上風力発電事業)の建設のための設備投資資金に充当する予定であります。なお、実際の充当時期までは、銀行預金口座で一時的に管理する方針です。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

グリーンボンドとしての適格性について

当社は、本社債についてグリーンボンドの発行のために国際資本市場協会(ICMA)の「グリーンボンド原則(Green Bond Principles)2018」(注1)に即したグリーンボンドフレームワークを策定し、第三者評価機関であるサステナリティクスよりセカンドパーティオピニオンを取得しております。本社債の手取金の使途である浮体式洋上風力発電施設の建設は、平成27年9月に国際連合が制定した「持続可能な開発目標」(SDGs)のうち、明確な環境利益をもたらすグリーンプロジェクトである再生可能エネルギーのカテゴリーと合致します。

また、株式会社格付投資情報センター(R&I)による「R&Iグリーンボンドアセスメント」の最上位評価である「GA1」の評価を取得しております。

なお、本社債が第三者評価を取得することに関し、環境省の平成30年度グリーンボンド発行促進体制整備支援事業(注2)の補助金交付対象となることについて、発行支援者たるサステナリティクスおよびR&Iは一般社団法人グリーンファイナンス推進機構より交付決定通知を受領しております。

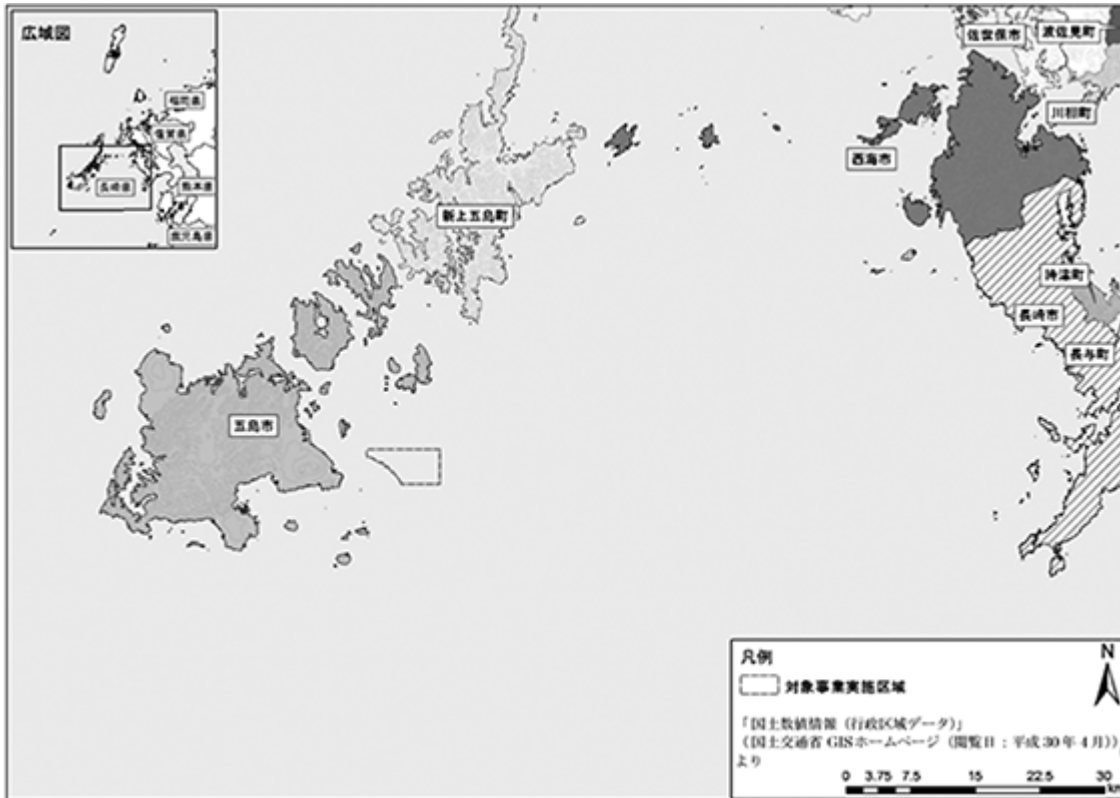
(注1)グリーンボンド原則(Green Bond Principles)とは、国際資本市場協会(ICMA)が事務局機能を担う民間団体であるグリーンボンド原則執行委員会(Green Bond Principles Executive Committee)により策定されているグリーンボンドの発行に係るガイドラインです。

(注2)グリーンボンドを発行しようとする企業や地方公共団体等に対して、外部レビューの付与、グリーンボンドフレームワーク整備のコンサルティング等により支援を行う登録発行支援者に対して、その支援に要する費用を補助する事業。対象となるグリーンボンドの要件は、調達した資金の全てがグリーンプロジェクトに充当されるものであって、かつ発行時点において以下の全てを満たすものです。

- (1) グリーンボンドの発行時点で以下のいずれかに該当すること
 - 主に国内の低炭素化に資する事業(再エネ、省エネ等)
 - ・ 調達資金額の半分以上又は事業件数の半分以上が国内の低炭素化事業であるもの
低炭素化効果及び地域活性化効果が高い事業
 - ・ 低炭素化効果 国内のCO₂削減量1トン当たりの補助金額が一定以下であるもの
 - ・ 地域活性化効果 地方公共団体が定める条例・計画等において地域活性化に資するものとされる事業、地方公共団体等からの出資が見込まれる事業等
- (2) グリーンボンドフレームワークがグリーンボンドガイドラインに準拠することについて、発行までの間に外部レビュー機関により確認されること
- (3) いわゆる「グリーンウォッシュ債券」ではないこと

五島市沖洋上風力発電事業について

当社は、長崎県五島市崎山沖に浮体式洋上風力発電施設の建設を予定しており、以下は実施想定エリアを示しています。



設置計画案における風力発電機の数と出力

風力発電機の数(基)			発電所出力 (kW)
出力 2,000kW級 (HWT2.1-80A)	出力 5,200kW級 (HWT5.2-127)	合計	
8	1	9	21,000

グリーンボンドフレームワークについて

当社は、グリーンボンド発行を目的として、グリーンボンド原則が定める4つの要件(調達資金の用途、プロジェクトの評価及び選定プロセス、調達資金の管理、レポート)に適合するフレームワークを以下のとおり策定しました。

1. 調達資金の用途

グリーンボンドで調達された資金は、以下の適格クライテリアを満たすプロジェクトに充当される予定です。

適格クライテリア

再生可能エネルギー：五島市沖洋上風力発電事業(長崎県五島市崎山沖)における浮体式洋上風力発電施設の建設に関連する支出。関連する支出とは風力発電機、浮体、送電網への接続を指します。

2. プロジェクトの評価及び選定プロセス

プロジェクト選定における適格・除外クライテリアの適用

グリーンボンドによる調達資金の充当対象として選定したプロジェクトと適格クライテリアとの適合性及び下記の環境リスク低減プロセスの順守については、当社のエネルギー事業部が確認します。プロジェクト選定における最終承認は取締役会が行います。

環境面に係る目標

当社では3つの環境方針を事業活動に取り入れるため、8つの環境活動である1)環境マネジメントシステム、2)建設及び一般廃棄物の削減、3)有害物質のリスク管理、4)温室効果ガス発生抑制、5)生物多様性への対応、6)グリーン調達推進、7)環境技術に関する研究、開発、プロジェクトの推進と実施、8)環境的配慮の推進、に重点を置いています。

さらに当社にはCO₂排出量を減らし環境目標を実現するための4つのメカニズムとして1)CO₂排出量を最小化した建設方式の採用によって建設プロセスからのCO₂排出量を減らす、2)自社オフィスからのCO₂排出量を減らす、3)当社所有施設からのCO₂排出量を減らす、4)従業員がCO₂削減に取り組む、があります。

環境リスク、社会的リスク低減のためのプロセス

当社は環境リスクを低減するために以下の2つのプロセスを実施しました。

- (1) 本グリーンボンドの調達資金を使用して建設される浮体式洋上風力発電施設の風力発電機と浮体は、平成22年度から平成27年度まで行われた環境省の浮体式洋上風力発電実証事業で実証研究が行われたものと同じタイプ(風力発電機はダウンウィンド型、浮体はハイブリッドスパー型)です。環境省のこのプロジェクトでは、風力発電施設の技術的条件とともに五島市桜島沖の風力発電施設建設による環境への影響も調査され、環境への負の影響の可能性は限定的であるとの結論が出されました。当社は環境省のこのプロジェクトに共同事業実施者の代表等として参加しました。
- (2) 風力発電施設は日本の環境影響評価法に定められている環境影響評価の手続きに従います。出力10,000kW以上の風力発電機の建設には、重大な環境影響を防ぎ、持続可能な社会を推進するために環境影響評価手続きを実施することが義務付けられています。当社は五島市沖洋上風力発電事業について平成28年9月より環境影響評価(EIA)の手続きに着手し、各種調査や有識者へのヒアリングなどを実施してきました。平成29年8月に方法書に係る経済産業大臣勸告、平成30年4月に準備書に係る経済産業大臣勸告を受領した後、平成30年7月に環境影響の調査や予測・評価についての結果を示した環境影響評価書を作成し、平成30年8月に経済産業省より評価書の変更を要しない旨の通知(確定通知)を受領、これを受けた評価書の公告縦覧手続きを行い終了しました。

3. 調達資金の管理

グリーンボンドで調達された資金の充当と管理は当社の財務部が行います。当社財務部にて、適格プロジェクトの予算と実際の支出を四半期単位で追跡管理する内部管理システムを用意します。調達資金の充当が決定されるまでの間は、当社が資金と等しい額を銀行預金に一時的に預入します。グリーンボンドの元本と金利の支払いは当社の運転資金から行われ、支払額が適格プロジェクトの実績に直接的に左右されることはありません。当社では、グリーンボンドで調達された資金の大半は発行から3年以内に支出されると予想しています。

4. レポーティング

資金充当状況レポーティング

当社は、適格クライテリアに適合するプロジェクトに調達資金の全額が充当されるまでの間、プロジェクトについて(追加プロジェクトの説明も含む)、機密性を考慮しつつ毎年レポートを行うことを約束します。プロジェクトへの毎年の充当額とプロジェクトの説明は当社ウェブサイトでも毎年公表され、また毎年発行のCSRレポートにも記載します。さらに当社は、当社の財務担当役員(CFO)から調達資金の全額が充当されるまでの間、毎年、グリーンボンドの調達資金が適格プロジェクトに充当されていることを確認する旨のレターを受領する予定です。

インパクト・レポーティング

当社は充当状況のレポーティングに加え、グリーンボンドの償還までの間、適格プロジェクトに関連する以下の指標につきレポートする予定です。

- ・建設した風力発電機の数と風力発電機の出力
- ・データが入手可能な場合は適格プロジェクトによるカーボンオフセットの量

コンプライアンス・レビュー


当社は、本グリーンボンドによる調達資金が充当されたプロジェクトが当社のグリーンボンドフレームワークに適合しているかを評価するためのレビュー契約をサステナビリティクスと締結します。このレビューは、当社のグリーンボンドによる調達資金の全額が充当されるまで毎年行う予定です。サステナビリティクスはレビューについてのレポートを作成し、当社はこれを当社ウェブサイト上で公表します。毎年のレビューによって、当社のグリーンボンドフレームワークに適合していない活動への資金充当があったとされた場合、当社は該当する金額を当社のグリーンボンドフレームワークに適合する別の活動に充当します。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

特に目論見書に記載しようとする事項は、以下のとおりです。

- ・表紙に、当社のロゴ  を記載します。
- ・表紙に、戸田建設株式会社第4回無担保社債(社債間限定同順位特約付)の別称として、「戸田建設オフショアウインドパワーグリーンボンド」と記載します。

第二部 【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部 【参照情報】

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第95期(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)平成30年6月29日関東財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第96期第1四半期(自 平成30年4月1日 至 平成30年6月30日)平成30年8月10日関東財務局長に提出

3 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第96期第2四半期(自 平成30年7月1日 至 平成30年9月30日)平成30年11月9日関東財務局長に提出

4 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日(平成30年12月7日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成30年6月29日に関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書および四半期報告書(以下「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本発行登録追補書類提出日(平成30年12月7日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本発行登録追補書類提出日(平成30年12月7日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

なお、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、その作成時点での予想や一定の前提に基づいており、その達成及び将来の業績を保証するものではありません。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

戸田建設株式会社 本店
(東京都中央区京橋一丁目7番1号)
戸田建設株式会社 千葉支店
(千葉市中央区新千葉一丁目4番3号)
戸田建設株式会社 関東支店
(さいたま市浦和区高砂二丁目6番5号)
戸田建設株式会社 横浜支店
(横浜市中区本町四丁目43番地)
戸田建設株式会社 大阪支店
(大阪市西区西本町一丁目13番47号)
戸田建設株式会社 名古屋支店
(名古屋市東区泉一丁目22番22号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第四部 【保証会社等の情報】

該当事項はありません。